

認定実務実習指導薬剤師 更新について

認定実務実習指導薬剤師は、6年ごとの更新制です。

令和4(2022)年中に認定期限を迎える方が多数いらっしゃいます。

指導薬剤師の更新に当たって、日本薬剤師研修センターが提供するeラーニングでの受講も認められておりましたが、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の全面稼働が延期となった関係で、現在提供が中止された状態にあります。来年度の薬局実習第I期(令和4年2月21日から開始予定)に受入を予定する指導薬剤師で、更新時期に当たりながら更新講習を未受講の方がいらっしゃると想定されることから、次の通り開催いたします。

認定実務実習指導薬剤師制度の認定機関(日本薬剤師研修センター(以下、「日薬研修センター」))から、更新にかかる個別の案内送付等はありません。

ご自身の認定期限^{*1}をお手元の認定証、または日本薬剤師研修センター(以下、「日薬研修センター」)HP^{*2}で確認のうえ、各自で更新申請(認定期間終了が令和4年6月30日までの方については、6か月前から申請可能)のお手続きをお願いいたします。

^{*1} 認定期間終了以降であっても、認定の条件を満たしていれば更新申請を行うことができます。

(認定期間終了後2年以内に限る。その他詳細は日薬研修センターHPでご確認願います。)

^{*2} 日薬研修センターHP【<http://www.jpec.or.jp/>】→「各種認定制度等」または「各種認定制度について知る」→「認定実務実習指導薬剤師制度」→「参考資料」内の「認定実務実習指導薬剤師認定者名簿」

更新の条件

(日薬研修センターHP、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領より抜粋)

①認定期間中に、実務実習生の指導実績(勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。以下同じ。)が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合はその理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会が個別に審査する。(注1)

(注1)【1】上記①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。

【2】認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の場合の更新がなされたとした場合の起算日とする。

※【2】に該当した場合、認定期間終了日翌日から更新認定されるまでの間は認定が切れている状態であることにご注意ください。特例の2年間をもって認定要件が満たされた方は要件が満たされた日から3ヵ月以内に更新申請を行って下さい。それ以降の更新申請は更新講習受講証の有効期限に関わらず受け付けません。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③更新講習(注2)を受講していること。更新講習は講習会形式の研修で、その内容は次のとおりとする。

● 薬学教育モデル・コアカリキュラム ● 薬学実務実習に関するガイドライン

(注2)更新講習(座学)講座④の受講を指します。認定を受けた日から5年以上経過した方が受講できます。

◆更新講習【講座④】受講方法◆

全国各地で実地開催される講習会で現地受講

ただし、平成28(2016)年4月以降開催のアドバンスWS修了者は、その修了証*の正本を以て更新講習(講座④)の受講証に代えることができます。(修了証の有効期間等、詳細は日薬研修センターHPを確認願います。)

*兵庫県下開催のアドバンスWS 更新申請用修了証を、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構が修了者リストに基づき別途発行いたします。詳細は、兵庫県薬剤師会HPに掲載の兵庫県開催のアドバンスWSを修了された方へ(修了証についてのお知らせ)をご確認ください。

条件を全て満たし、日薬研修センターへ申請を行うことで更新となります。

※認定審査があります。更新が認められなかった場合でも申請料の返金等は行われません。事前に必ず更新要件の詳細、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご確認ください。(日薬研修センターHP:<http://www.jpec.or.jp/>)

令和3年度 認定実務実習指導薬剤師【更新】講習会(座学)

本講習会は、認定実務実習指導薬剤師【更新】のための講習会です。
更新申請には更新講習会の受講証が必要です。(新規認定を目指す方は【養成】講習会にご参加ください。)

【開催概要】

日時：令和4年2月13日(日) 14:00～15:30 ※受付開始:13時30分～

会場：兵庫県薬剤師会 4F会議室 (神戸市中央区下山手通6-4-3)

※本講習会は現地参加のみとなります。

定員：20名(応募多数の場合は、令和4年度実務実習I期受入薬局を優先させていただきます)

【本開催は「実習生受け入れに向け至急の受講が必要な方」のご参加といたします。】

講座	内容 更新講習会 講座④と養成(新規)講習会 講座②は同内容です。	時間
④	②-1 薬学教育モデル・コアカリキュラム ②-2 薬学実務実習に関するガイドライン	約60分
—	「受講証」の交付(受領後、そのまま退出いただけます)	—

- 発熱、風邪様症状がある場合、および体調に不安のある場合には参加をお控えください。
- ご参加の際は、マスク着用や石けんによる手洗い、手指等の消毒を心がけ、濃厚接触は避けください。
(会場収容力の関係上、お席は3人掛け長机となります。予めご理解のほど、お願いいたします。)

【受講条件等】 更新要件等は必ず日薬研修センターHPで事前確認願います。要件の不備により更新不可となる場合があります。

受講料 当日支払い	・日本薬剤師会／病院薬剤師会会員：1,000円 ・非会員：5,000円 ※当日お支払いいただきますので、お釣りのないようお願いいたします。
受講資格 (認定実務実習 指導薬剤師認定制度 実施要領より)	①認定実務実習指導薬剤師の更新条件を満たす方 ②認定実務実習指導薬剤師の認定取得(または更新認定)後5年以上が経過し、かつ認定有効期間における認定期間終了日が令和5(2023)年2月12日以前の方
受講証	・受講後に交付いたします(受講日から3年間有効)。 遅刻・早退・途中退室などの場合は交付いたしかねますのでご注意ください。

※日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度対象外のため受講シール配布はございません。

【申込方法】

◆本講習会はWEBフォームからの事前申込が必要です。◆

【申込】	<p>受講資格等を事前に必ずご確認のうえ、WEBフォームよりお手続きください。 申込登録が正しく完了できましたら、WEBフォームに入力したメールアドレス宛てに自動返信メールが届きます。FAX、電話および当日参加の受付はいたしかねますので、予めご了承ください。 受講料は当日受付にてお支払いいただきます。</p> <p>https://ws.formzu.net/dist/S77783639/</p> <p>申込開始：1月7日(金)9時～ 申込締切1月31日(月)</p> <p>※応募多数の場合は、令和4年度実務実習I期受入薬局を優先させていただきます。</p>	
------	--	---

※各開催1週間前を目安に、WEBフォームに入力したメールアドレスへ受講の最終案内を送信いたします。

※新型コロナウイルス感染症の動向や気象警報(予測)発令時など、開催の有無を含めたお知らせ等がある場合はWEBフォームに入力したメールアドレスへ通知いたします。

他府県薬剤師会等、他機関が開催する認定実務実習指導薬剤師養成講習会への参加も可能です。

(日本薬剤師研修センターHP「認定実務実習指導養成講習会」にて各地の講習会開催が決まる毎に随時掲載)